

# 国家公務員総人件費 2 割削減法案

【国家公務員の総人件費の総額の削減の推進に関する法律案〔新規立法〕】

## 立法の背景・趣旨

我が国の厳しい財政状況に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠である。

→ 国家公務員の総人件費を削減する必要がある。

## 目的

国家公務員の総人件費を削減するために必要となる施策について、国の責務、基本方針等を定めることにより、これを総合的に推進する

## 国の責務

国は、国家公務員の総人件費を削減するための施策を推進する責務を有する

## 国家公務員の総人件費の削減の基本方針

国家公務員の総人件費は、次に掲げるところにより、施行後 5 年度以内に平成 26 年度当初比で 2 割以上削減するものとする

### (1) 人員削減

- ① 国の出先機関（地方支分部局）の統合・廃止・合理化により、施行後 3 年度以内に 2 万人以上を、施行後 5 年度以内に 3.5 万人以上を、純減させるものとする
- ② その他の方法により、施行後 5 年度以内に、更に 2 万人以上を、純減させるものとする

### (2) 給与等の削減

- ① ②に先行して、国家公務員の給与等を平均して平成 26 年度当初比で 10% 以上削減するものとする
- ② 人事院勧告方式の見直し（常時使用する従業員の数が 1 人以上の民間の事業者の賃金実態に基づき、国の財政状況を踏まえるようにする）を行い、国家公務員の給与等に反映させるものとする

## 実施計画

政府は、基本方針に即して、行政機関の職員の総人件費の削減の実施のための計画を策定しなければならない

## 法制上の措置等

政府は、基本方針及び実施計画に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講じなければならない

### 総人件費削減推進本部

行政機関の職員の総人件費の削減を総合的・集中的に推進するため、内閣に、総人件費削減推進本部を置く